

ひぼうちゅうしょう SNSでの誹謗中傷～加害者にならないために～

近年、SNSの匿名性や拡散性を利用したインターネット上の誹謗中傷は大きな社会問題となっており、最近では、芸能人やスポーツ選手、犯罪・事故の関係者、選挙立候補者等への誹謗中傷が問題となりました。誹謗中傷は、相手の尊厳を傷つけるものであり、決して許されない行為です。

SNS上で誹謗中傷をすると…

名誉棄損罪や侮辱罪などに問われたり、高額な慰謝料を請求されたりすることがあります。侮辱罪については、令和4年に法定刑が引き上げられ、これまでの「拘留又は科料」のほかに、1年以下の懲役・禁固や30万円以下の罰金加わりました。



加害者にならないために注意すること

① 誹謗中傷と批判意見は違う

相手の人格を否定または攻撃する言い回しは、批判ではなく誹謗中傷です。

「正義感からやったこと」と主張する人もいますが、“立場”や“事実かどうか”を問わず、このような投稿は許されません。

② 匿名でも特定される

対面や実名では言えない攻撃的な表現は、SNSでも避けましょう。

匿名でも技術的に投稿の発信者を特定できるため、民事上・刑事上の責任を問われる可能性があります。

③ 投稿したものは削除困難

SNSは拡散性があるため、一度投稿したものを完全に削除することは困難です。勢いですぐに送信したりせず、一度時間を置いて、冷静に内容を見直してから投稿する習慣をつけましょう。

チェック☑

SNSの向こう側にも同じ人間がいることを常に想像し、法律や利用規則などのルールやモラルを意識した、正しい利用を心がけましょう。

県では、インターネット上で被害者にも加害者にもならないための対策について学ぶ研修会を開催しますので、ぜひ御参加ください。

● 研修会「インターネットと人権」

演題：「インターネットとのつきあい方について」 講師：菊地幸夫さん(弁護士)

日時：令和7年2月15日(土) 14:00～16:00

場所：和歌山県民文化会館 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

【お問い合わせ・申込は、公益財団法人和歌山県人権啓発センターまで】

電話：073-435-5420 FAX：073-435-5421 ※一時保育の申込みは終了しています。



チェックリストについてのお問い合わせは 県人権施策推進課まで
TEL：073-441-2566 FAX：073-433-4540

